

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時
貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

税務署
受付印

令和___年___月___日

※欄は記入しないでください。

税務署長

〒

届出者 住所（居所）

氏名

（電話番号 — — —)

租税特別措置法 第70条の4第22項
第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、

令和 年 月 耕作の放棄
日に賃借権等の消滅 あり、令和 年 月 日に自己の農業
の用に供しましたので、同条 第23項
第28項 の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

| | | | | |
|-----------------|------------------|------------------|----------------|-------|
| 贈与者 被相続人 | 住所 (居所) | | 氏名 | |
| 届出者が贈与者 被相続人 | から農地等を 相続(遺贈) | 贈与 により取得した年月日 | 昭和 平成 令和 | 年 月 日 |

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

| | | | | |
|---------------------|------------------------------------|-------|--------------------------------------|----------------------------|
| 借り受け ていた者 | 住所(居所) 又は本店 (主たる事務 所)の所在地 | | 氏名 又は 名称 | |
| 営農困難時貸付け を行った年月日 | 平成 令和 | 年 月 日 | 地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 | 自: 平成 令和 至: 平成 令和 |
| | | | | 年 月 日 |

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃貸借権等の消滅があった場合に記載してください。)

(事情の詳細).....

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

自己の農業の用に供することが困難な状態でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。

(事情の詳細).....

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 関与税理士 | | 電話番号 | |
|-------|--|------|--|

| ※ | 通信日付印の年月日 | (確認) | 整理簿番号 |
|---|-----------|------|-------|
| | 年 月 日 | | |

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次のA又はBに掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

| 区分 | | 届出書の提出期限 |
|----|---|---------------------------|
| A | 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合 | 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内 |
| B | 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき | 自己の農業の用に供した日から2月以内 |

- この届出書は、次により記載してください。

- 1 贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6 第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4 第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 5 この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
- 6 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。